

3 身体障害者手帳

身体に一定の永続する障害のある場合に身体障害者手帳の交付を受けることができます。それにより、医療費の助成や補装具の交付などの各種援助、税金の控除等の制度を利用できます。

1 身体障害者手帳の交付手続きなど

<p>1. 身体障害者手帳の申請</p>	<p>身体に一定の永続する障害がある場合に対象となります。 指定されている医師の診断書（所定の様式）が必要です。 15歳未満の児童は、保護者が申請してください。</p> <p>持参するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 指定されている医師の診断書（所定の様式） ② 写真 1枚 （縦4cm×横3cm、上半身無帽、カラー・白黒可） ③ 個人番号（マイナンバー）のわかるもの ④ 身分証明
<p>2. 障害の程度が変わったとき手帳の再交付</p>	<p>手帳の交付を受けた後、障害の程度が変わった（軽くなった、または重くなった）場合、あるいは新たな障害が生じたときは、再交付の申請をしてください。</p> <p>持参するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳 ② 指定されている医師の診断書（所定の様式） ③ 写真 1枚 （縦4cm×横3cm、上半身無帽、カラー・白黒可） ④ 個人番号（マイナンバー）のわかるもの ⑤ 身分証明
<p>3. 手帳を紛失又は破損したとき手帳の再交付</p>	<p>手帳の再交付を受けることができますので申請をしてください。</p> <p>持参するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 写真 1枚 （縦4cm×横3cm、上半身無帽、カラー・白黒可） ② 破損の場合は、身体障害者手帳を持参 ③ 個人番号（マイナンバー）のわかるもの ④ 身分証明
<p>4. 住所・氏名が変わったとき</p>	<p>変更の手続きを行ってください。</p> <p>持参するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳 ② 個人番号（マイナンバー）のわかるもの
<p>5. 手帳の返還</p>	<p>障害がなくなったとき、死亡されたときは、必ず手帳を返還してください。 また、手帳が再交付されたときには、旧手帳を返還してください。 なお、手帳を紛失されている場合はお申し出ください。</p> <p>持参するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳 ② 個人番号（マイナンバー）のわかるもの ③ 身分証明
<p>6. 手続き・問合せ先</p>	<p>(市)障害福祉課 ～ 市役所1階 ☎65-4147</p>

2 障害の種類

身体障害者手帳の交付対象となる障害には次のものがあります。

障害になったところ	障害の名称		等級
(1) 手・足・体に障害がある場合	肢体不自由	① 上肢障害	1～6
		② 下肢障害	1～6
		③ 体幹機能障害	1～3・5
(2) 眼に障害がある場合	視覚障害		1～6
(3) 耳に障害がある場合	聴覚障害		2～4・6
(4) 体がふらつく場合	平衡機能障害		3・5
(5) 声がでない、話すことができない場合など	音声機能・言語機能・そしゃく機能障害		3・4
(6) 内臓が悪い場合	内部障害	①心臓機能障害 ②腎臓機能障害 ③呼吸器機能障害 ④膀胱機能障害 ⑤直腸機能障害 ⑥小腸機能障害 ⑦ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 ⑧肝機能障害	1～4

※障害が2つ以上ある場合には、障害の合併により総合等級が上がる場合があります。

3 身体障害者手帳の説明

1枚目表1P目

身体障害者手帳 北海道 第 ○○○○号 ○○年○月○日 交付 旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額 第1種 身体障害者等級表 による級別 1級 氏名 十勝 太郎 昭和○○年○月○日生 北海道 印	
---	--

2P目

障害名 脳梗塞による右上肢機能全廃(2級) 脳梗塞による右下肢機能全廃(3級)	↑ ③ ① ② (障害区分) 上肢 2級 下肢 3級
---	--

3P目

本人の欄	
現住所	福祉事務所
(転入年月日)又は町村長印	
北海道帯広市西○条南○丁目	
()	
()	
()	
()	
()	
職業又は教育	

4P目

保護者の欄	
氏名	保護者と なった年月日
続柄	
現住所	福祉事務所長 又は町村長印
氏名	保護者と なった年月日
続柄	
現住所	福祉事務所長 又は町村長印
備考欄	
(交付事由) ○○年○月○日(新規)	

2枚目表1P目

北海道 第 ○○○○○号 (氏名 十勝 太郎) 道路 (自動車のナンバー) 介護 ○○年○月○日まで 申請によりシールが貼られ、適用を受けられます。
--

第1種は「介護」の記載あり

3P目

北海道 第 ○○○○○号 (氏名 十勝 太郎)

内容		
①種別	第1種	交通機関（バス、列車、航空機など）を利用する際、 本人と介護者 の運賃が割引になります。また、単独での利用でも割引となります。
	第2種	交通機関（バス、列車、航空機など）を利用する際、 本人のみ 運賃が割引になります。
②等級	身体障害者等級表による等級が記載されます。 ※1級＝障害の程度が最も重度のことです。 1級・2級 ～重度 3級・4級 ～中度 ※6級＝障害の程度が軽度のことです。 5級・6級 ～軽度	
③障害名	障害となった原因、障害の部位とその程度が記載されています。 記載されている障害程度により各種制度が適用になります。	